

香川大学大学院教育学研究科修士課程学位論文審査基準及び審査体制・方法について

香川大学学位規則教育学研究科細則第3条、4条、5条の規定に基づき、修士の学位論文（以下、学位論文という）の審査基準及び審査体制・方法を以下の通り定める。

1. 学位論文審査基準

(1) テーマ設定

- ① 当該分野（学校教育、特別支援教育、教科教育、学校臨床心理）の発展への貢献
現代の教育的課題を踏まえ、研究テーマが設定されているか。また、そのテーマは、より重要な研究へと発展する可能性があるか。
- ② オリジナリティ
設定されたテーマに関連する先行研究が適切に整理され、そのなかで当該論文のテーマにオリジナリティのあることが示されているか。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究の目的が明確に示されており、その目的を達成するために何をどう進めて行くのかというプランが具体的に立てられているか。
- ② 研究方法の妥当性
研究目的を達成するための研究方法は妥当であるか。
- ③ 研究倫理
研究に関わる倫理上の問題（他者の研究成果への尊重、個人情報保護、人権への配慮など）について考慮し、また、必要な対応を済ませた上で研究活動を行っているか。
- ④ 記述法・ルール
論文は、各専攻、コース、分野で指定した言語により、明瞭かつ平明な文章で書かれているか。また、引用などを含めて、関連する分野の学会で一般的に用いられている用法を参考に執筆されているか。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
問題設定のうち、何が論証され、何が論証されなかったのかが明確であるか。また、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されているか。

(3) 成果

- ① 成果の水準
当該分野において、これまで解決できなかったことを解決する知見、あるいは新しい事象の発見を、参考資料あるいは得られたデータや根拠に基づいて提供されているか。

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

各専修は、学位論文1編につき主査1名及び副査2名又は3名の学位論文審査委員候補者を所定の様式により1月10日（9月修了予定の者にあつては6月末日）までに研究科長に推薦する。研究科教授会は、前項の推薦に基づき、学位論文審査委員を決定する。なお、副査の1人は当該専修以外から選出するものとする。

(2) 審査方法

学位論文の審査は、審査委員が主査の総括のもとに行う。審査委員は提出された学位論文について、本研究科において定めた学位論文審査基準をもとに、各審査委員がそれぞれ個別に行う査読と、合議で行う審査（口述試験）とにより、評価する。主査は学位論文の成績を2月末日（9月修了予定の者にあつては8月末日）までに研究科長に報告するものとする。

本研究科における修士論文の評価は、以下の基準によるものとする。
「秀」学位論文審査基準のいずれの項目をも満たし、さらに、いくつかの項目においては非常に

優れていると認められる論文

「優」学位論文審査基準のいずれの項目をも満たし、優れていると認められる論文

「良」学位論文審査基準のほとんどの項目を満たしているが、若干の改善すべきところがあると認められる論文

「可」学位論文審査基準の多くの項目を満たしているが、改善すべきところがあると認められる論文

「不可」学位論文審査基準の多くの項目を満たしていない論文

なお、「研究倫理」に重大な違反が認められる論文は、他の審査基準を満たしている程度にかかわらず単位認定しない。